

手数料の見直し（案）

事務の名称	漁船関係事務
-------	--------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
漁船登録申請手数料	無動力漁船	隻	4,600	<u>4,900</u>	300	
	動力漁船	20トン未満	隻	6,900	<u>7,200</u>	300
		20トン以上100トン未満	隻	7,400	<u>7,700</u>	300
		100トン以上	隻	7,900	<u>8,200</u>	300
漁船登録票再交付手数料		隻	2,400	<u>2,700</u>	300	
漁船検認手数料		隻	3,600	<u>3,800</u>	200	
漁船登録変更申請手数料	無動力漁船	隻	2,300	<u>2,500</u>	200	
	動力漁船	20トン未満	隻	3,400	<u>3,600</u>	200
		20トン以上100トン未満	隻	3,700	<u>3,900</u>	200
		100トン以上	隻	4,000	<u>4,200</u>	200
漁船登録謄本交付手数料		枚	440	<u>500</u>	60	